



**附 則**（平成三年二月五日政令第一五号）  
この政令は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成四年一月二十四日政令第六号）  
この政令は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成五年一月二二日政令第五号）  
この政令は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成五年一二月二七日政令第四〇六号）  
この政令は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成七年三月一七日政令第六三号）  
この政令は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成八年三月二一日政令第三三号）  
この政令は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成九年三月一九日政令第四三号）  
この政令は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成一〇年九月一七日政令第三〇五号）  
この政令は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成一四年五月七日政令第二五号）  
この政令は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成一五年五月二八日政令第二三四号）  
この政令は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成一五年九月一五日政令第四四三号）  
この政令は、法第三条の規定の施行の日（平成十五年十月一日）から施行する。

**附 則**（平成一八年五月二六日政令第二〇二号）  
この政令は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成二〇年三月一四日政令第六九号）  
この政令は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成二一年一月二三日政令第六二号）  
この政令は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成二八年三月三〇日政令第六二号）  
この政令は、公布の日から施行する。

**附 則**（令和二年三月二七日政令第七〇号）  
この政令は、公布の日から施行する。

この政令は、公布の日から施行する。

**附 則**（令和五年三月一三日政令第六三号）  
この政令は、公布の日から施行する。